

# 平成20年度国民健康保険税について



平成20年度の国民健康保険税の税率が下記のとおり変更になりました。また、医療制度改正により国民健康保険税の課税額として「後期高齢者支援金等課税額」が新設され、それにともない医療給付費分の賦課限度額が引き下げられました。

区 分		平成20年度	平成19年度
医療給付費分	所得割	5.1%	6.3%
	資産割	48.0%	60.0%
	均等割(注1)	19,600円	24,500円
	平等割(注2)	16,400円	20,500円
	課税限度額	470,000円	560,000円
後期高齢者支援金等分	所得割	1.8%	
	資産割	12.0%	
	均等割(注1)	5,900円	
	平等割(注2)	5,100円	
	課税限度額	120,000円	
介護納付金分	所得割	2.00%	1.20%
	均等割(注1)	9,000円	8,200円
	課税限度額	90,000円	90,000円

注1. 被保険者1人当たりの税額

注2. 被保険者1世帯当たりの税額

※国民健康保険税には、世帯の所得額に応じて均等割と平等割が軽減される制度があります。軽減制度の適用を受けるためには、所得の申告が済んでいることが必要です。

## ●年度の途中で75歳になられる方（後期高齢者医療制度に移行する方）

7月の本課税の時から、誕生月の前月までの分を計算して課税していますので、75歳になられたことによる変更課税はありません。

※75歳になられて後期高齢者医療制度へ移行する方については、国民健康保険の資格喪失届や後期高齢者医療制度への加入届は必要ありません。

後期高齢者医療被保険者証は75歳の誕生日までに郵送されます。また、国民健康保険の保険証については、有効期限を誕生日の前日までとしておりますので、同じ世帯に他に国民健康保険の加入者がいる場合は有効期限までに新しい保険証を郵送します。